

公益社団法人黒石市シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程
(平成 23 年 5 月 27 日 制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員の報酬は月額とする。
- 3 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第 3 条 常勤の役員に対する報酬の額は、別表に定める額の範囲内で理事会において定める。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会又は監査への出席 1 回につき 2, 4 0 0 円とする。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、職員給与規程第 7 条第 2 項に定める時期とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は監査に出席した都度支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の報酬にあつては、その遺族。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第 5 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、若しくは解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、もしくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名	報酬月額の上限
理 事 長	5 万円
常 務 理 事	1 5 万円